

障害者雇用に関する相談援助の業務や実務の経験を有する事業主の皆さまへ

「障害者雇用相談援助助成金」がはじまります

2024年4月から、事業主に対する障害者の一連の雇用管理（裏面）に関する相談援助を実施した認定事業者に対し、助成金を支給します。

障害者雇用相談援助事業者認定基準

この助成金は、一定の要件を満たす事業者として労働局から認定を受けた事業者（認定事業者）が労働局等による雇用指導と一体となって障害者の雇い入れや雇用管理に関する相談援助事業（障害者雇用相談援助事業）を実施した場合に支給されるものです※1。

<法人要件>

障害者の一連の雇用管理に関する相談援助の業務の経験を有すること 又は
障害者の一連の雇用管理に関する実務の経験を有すること
⇒特例子会社、もにす認定企業等の障害者雇用の実務の経験を有する者が該当します。

<人員要件>

- ・ 障害者の一連の雇用管理に関し、5年以上の業務又は実務の経験を有し、2年以上の総括的な指導監督の経験を有する事業実施責任者
- ・ 障害者の一連の雇用管理に関し、3年以上の業務又は実務の経験を有する事業実施者を配置していること。※2

<その他>

- ・ 法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること
- ・ 欠格事由に該当しないこと

■ 認定を受ける場合は、必要な申請書類を主となる事業所を管轄する労働局に提出してください。令和6年度からの事業の開始に向けて、令和5年度中から申請を受け付けています。詳細な要件や必要な申請書類等については厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10_00004.html



支給対象	支給額
認定事業者が障害者雇用相談援助事業を行った結果、支援を受けた事業主が障害者の雇い入れのための措置を行った場合	60万円（80万円）※3
認定事業者が障害者雇用相談援助事業を行った結果、支援を受けた事業主が対象障害者を雇い入れ、6か月以上その雇用が継続した場合	1人当たり 7.5万円（10万円）※3 注：4人までが上限

注意事項・ご案内

いずれの助成についても、障害者雇用相談援助事業を行った認定事業者に対して助成金が支給されます。

- ※1 本助成金の支給業務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行います。
- ※2 事業実施責任者及び事業実施者の障害者の一連の雇用管理の経験として、裏面の④～⑧の項目について、原則として、身体障害、知的障害、精神障害の全ての種別の者を対象にした実務の経験が必要です。
- ※3 () 内は、認定事業者が中小企業事業主又は除外率設定業種事業主に相談援助を行った場合の支給額。